

必要性

なぜ今、市町村合併なの？

最近、「市町村合併」ということばをよく目や耳にするようになりましたが、いったい私たちの暮らしはどのように変わのでしょうか？そこで4つの理由から、なぜ今...市町村合併なのか、その必要性を探っていきましょう！

理由 ① 日常生活圏の拡大

市町村は、私たちの暮らしを支える基礎的な自治体ですが、今や交通・情報通信手段の発達により、通勤・通学・買い物・医療など、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しています。それにより税金を納めている市町村と公共サービスを受ける市町村が違うという状況も生じてきています。このため時代の変化に応じて行政区域のあり方も見直す必要があります。

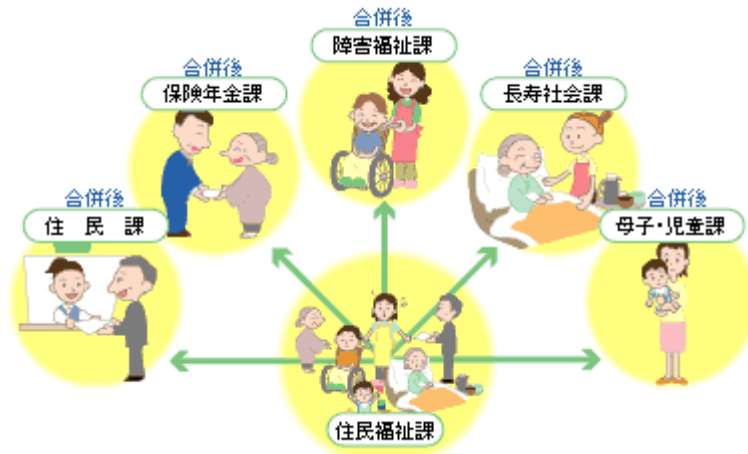


実際の私たちの生活においては、すでに市町村の垣根はほとんどないわけですから、それぞれの地域の人や教育、文化、産業などが合併により連携していけば、もっと暮らしやすい社会ができますね。

理由 ② 地方分権の推進

地方分権の時代をむかえ、自己決定・自己責任の原則のもと、住民に最も身近な市町村の役割は、ますます重要になっています。住民の声を活かし、最適なサービスを提供しつづけるためには、専門的な人材や最先端課題への取り組みを素早く実施する体制づくりが何よりも必要となります。

【例えば小さな町の住民福祉課も...】



特に私たちの暮らしに身近な、福祉、環境、産業、教育といった分野では、常に新しく地域性のある課題が生まれています。私たちの声が専門的な窓口を通じて、より迅速に行政サービスに活かされるようになれば、住民の自治意識も向上しますね。

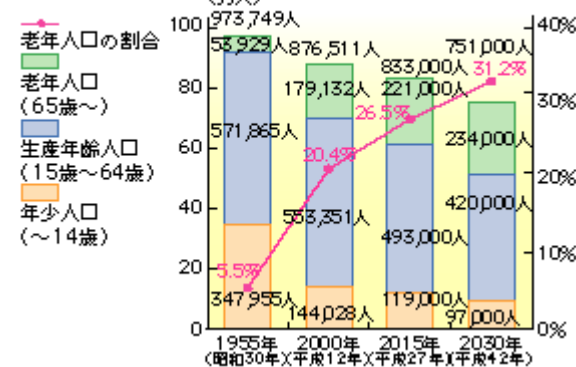
必要性

なぜ今、市町村合併なの？

理由 ③ 少子・高齢化の進行

少子・高齢化の進行により、税金を負担する人は減少し、医療・福祉等に対する市町村の財政需要は増大します。このため、住民1人当たりの財政支出額が相対的に高くなる人口規模の小さな町村では、これまでのサービスの継続的な提供が困難になるため、合併による広域的で効率的なサービス体制の確立が必要となります。

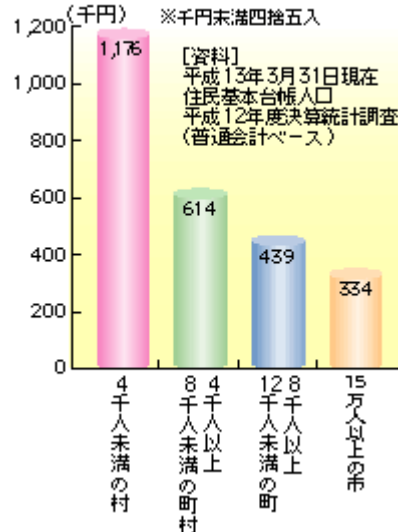
〈佐賀県の人口と老年人口の割合〉



〔資料〕

総務省統計局「国勢調査」
(1955年・2000年)
国立社会保障・人口問題研究所
「都道府県の将来推計人口」
(平成14年3月推計)
(2015年・2030年)

〈佐賀県内市町村の人口規模に応じた住民1人当たりの財政支出額の違い〉



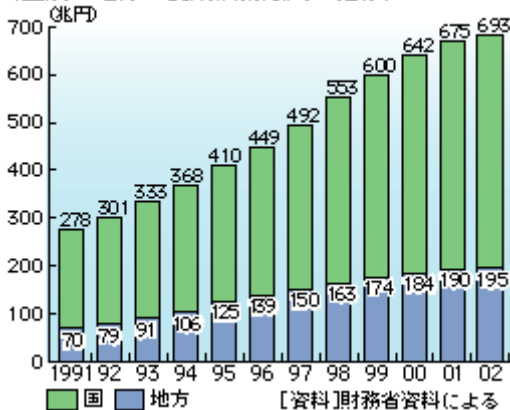
〔資料〕
平成13年3月31日現在
住民基本台帳人口
平成12年度決算統計調査
(普通会計ベース)

合併により規模が大きくなれば、効率的な行政運営が可能となるため、少ない負担で充実した福祉や医療制度を利用しながら、いつまでも安心して暮らせますね。

理由 ④ 国・地方における厳しい財政状況

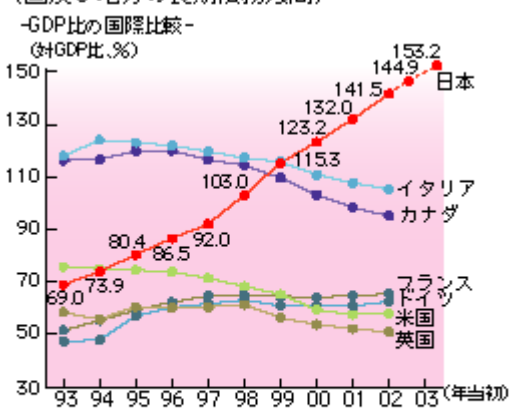
国・地方を合わせた債務残高は、2002年度末には約693兆円(国民1人当たり約550万円の借金)にもなるといわれています。これは、GDPの約1.5倍にあたります(SNAベース)。このように国も地方も多くの借金を抱えている中で、今日の社会経済情勢からみて、現行の地方財政制度が将来にわたって維持されることは困難なため、まさに地方の構造改革が必要となっています。

〈国及び地方の長期債務残高の推移〉



〔資料〕財務省資料による

〈国及び地方の長期債務残高〉



※日本政府推計による中央政府及び地方政府の債務残高の対GDP比(年度、SNAベース)は2001年度末144.9%程度(2次補正後)、2002年度末153.2%程度。

〔資料〕SNAベース、経済協力開発機構(OECD)/エコノミック・アウトルック[70号(2001年12月)]

国・地方の厳しい財政状況からみて、今までと同じように国からの地方交付税を期待することは難しい状況にあります。行財政の効率化を図る観点からも市町村合併は必要なことといわれています。

合併についての不安 Q&A

市町村合併についての不安は？

合併に伴ういろいろなデメリット(不安)といわれているものも、課題として、ひとつひとつ議論を重ねる中で克服していくことは可能といわれています。

Q 市役所や町村役場が遠くなって、今までより不便になりませんか？

今の市役所や町村役場を、新しい市町村の支所としたり、本庁と支所とをオンライン化したりすることで、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスは今までと変わりなく受けることができます。



Q 中心部だけが良くなって、周辺部は取り残されたりしないですか？



合併しようとする場合は、合併前のそれぞれの市町村が持っている歴史や文化、産業などの特徴を活かしながら、全ての地域が機能を分担しあって、新しい枠組みの中で、新しい発想に立って、特色あるまちづくりを行うことが大切です。そのため、地域のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、合併後の新しいまちづくりについて話し合い、周辺部のことにも配慮したまちづくりを進めることが大切です。

Q 合併して大きな市になると、住民の意見が反映されにくくなるのではないですか？

住民に一番身近な基礎的自治体としての市町村は、地域の声を大事にし、その意見を取り入れたり、解決するという姿勢を持つことが大切です。そのため、合併後、旧市町村単位での意見を新しい自治体に反映させる制度として「地域審議会」を設けることができるとされています。また、「市政モニター」「地域懇談会」などを設けて、積極的に住民の意見を聴く機会を充実することも重要です。



Q 伝統的な市町村の名前がなくなったりして、合併前の各地域の個性や特徴が失われていくのではないですか？

旧市町村の名称を新市町村内の町・字名や学校などの公共施設の名称として残したり、地域の伝統行事は存続に配慮するなど、それぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統などは、新市町村の貴重な財産として守っていくべきものです。住民のみなさんにとっても地域の歴史や文化を見直すチャンスではないでしょうか。

Q 税や公共施設の使用料などは市町村間で違うが、負担が増えるのではないですか？

行政サービスや公共料金などの格差については、合併協議会で十分に検討しなければなりません。一般的には、事務処理の効率化によって、サービスは高い水準に保ちながら、住民負担は増加しないような工夫を行っている事例が多いようです。合併後、数年間は現在の負担格差を認めながら、次第に合わせていける制度もあります。



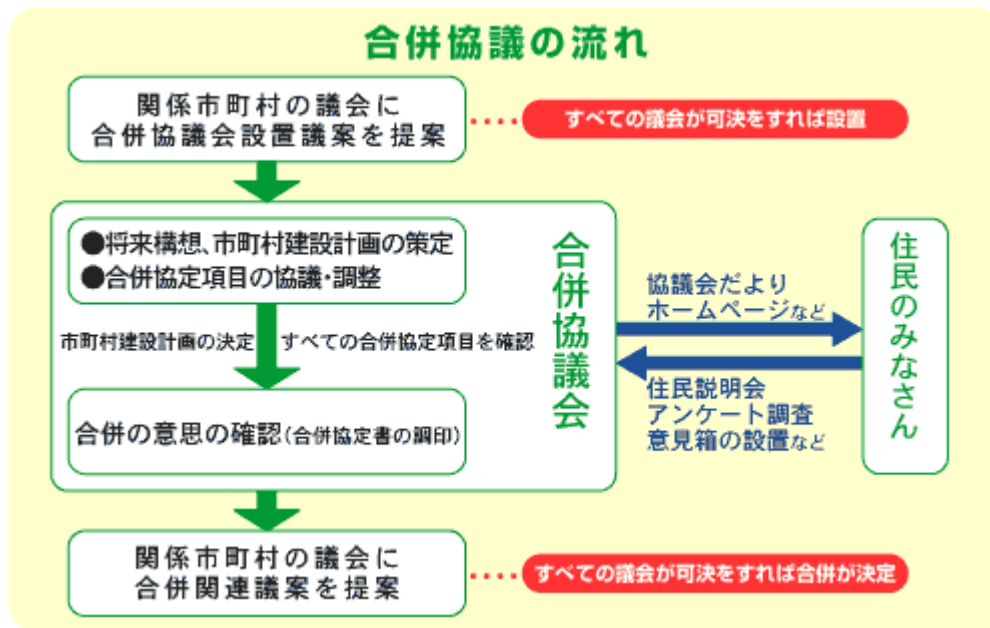
合併協議会

合併協議会って？

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に多大な影響を及ぼします。そのため、住民が自らの地域の将来を見つめ直し、地域の将来像を描きながら、自主的に取り組むことが重要です。

①市町村合併の検討

合併後の新しいまちの姿や住民に身近なサービス、負担の問題など住民が抱える不安について議論し、これを解消するため、関係市町村の間で具体的に協議・調整する公式の場が「合併協議会」です。合併協議会は関係市町村の議会の議決を経て設置されます。



②合併協議会委員の構成

市町村合併は、地域の将来に重大な影響を及ぼすため、市町村が広く意見を求め、自主的に行うべきもので、地域の住民や議会、行政で十分に考え、議論し、取り組んでいく必要があります。合併協議会の委員の構成は、次のようになります。

関係市町村の長・職員
関係市町村の議会の議員
学識経験者(住民代表 など)



合併協議会で協議・調整された内容は、住民説明会や協議会だより・インターネットホームページなどを通じて広く情報提供され、住民のみなさんと一緒に市町村合併について考えていくことになります。

➡合併協議会での取り組みは？

合併協議会

合併協議会での取り組みは？

合併協議会では、合併しようとする市町村における1.合併後の市町村の将来像(市町村建設計画)、2.合併のための諸条件(合併協定項目)を協議し、合併すること自体の是非も含め、確認していくこととなります。

①市町村建設計画(まちづくり計画)

市町村建設計画は、合併に際し、関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の是非を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

また、市町村建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなっています。

将来構想

将来構想は、市町村建設計画の基礎となるもので、合併市町村の地理的な状況・気候・面積・人口・世帯などの概況を検証し、まちづくりの方向性や具体的な目標を定めるものです。



市町村建設計画の内容

市町村建設計画は、合併協議会において関係市町村の自主的な判断により作成されます。その具体的な内容は、次のとおりです。



1.合併市町村の建設の基本方針

合併市町村が将来進むべき方向や行財政運営の基本等を定めます。地域の社会的、経済的、自然的条件等に十分配慮しながら長期的展望に基づいた方針をたてる必要があります。また、日常生活圏や歴史的経緯など、各地域の特性を十分に活かした土地利用構想など各地域の発展に配慮した方針とする必要があります。

2.合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

合併市町村の建設の基本方針を実現するため、例えば次のような項目を盛り込んだ大綱を定めます。

都市基盤の整備	道路・交通網の整備、市街地の整備、河川及び周辺の整備
生活環境の整備	消防・防災体制の充実、交通安全対策の推進、住宅・公園緑地等の整備、ごみ処理施設整備、し尿処理体制の充実、上下水道事業の促進
自然環境の保全と活用	河川環境や森林の維持・活用
教育・文化の振興	学校教育の充実、生涯学習の推進、地域文化の振興、スポーツ文化の振興
保健・医療と福祉の充実	保健予防、健康づくりの推進、医療体制の充実、介護保険への対応、国民健康保険事業の推進
産業の振興	農林水産業の振興、工業・商業の振興、観光・レクリエーションの振興、地域振興拠点の整備
コミュニティの推進	自治会等の振興、住民参加の推進、国際交流の推進、男女共同参画社会の確立
行財政の効率化	行政運営の効率化、財政運営の効率化

3.公共的施設の統合整備に関する事項

文化施設やスポーツ施設、ごみ処理施設や斎場など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。



4.合併市町村の財政計画

合併後おおむね5～10年程度の期間について定めます。

合併協議会

合併協議会での取り組みは？

②合併協定項目

合併前の市町村間で住民サービスの水準が異なったり、使用料や手数料が異なることは多いのですが、合併してこれらをどうするのか、また新しい市町村の名称や事務所の位置がどうなるのかなど、十分に話し合う必要があります。

協議・調整する項目は細かく分ければ、2千から3千項目にもなるといわれています。

基本項目

1. 合併の方式

「新設合併」「編入合併」のいずれの方式かを協議する必要があります。



2. 合併の期日

合併協議会の設置から合併の成立までは相当の期間が必要となることなどを踏まえて合併期日を定める必要があります。

3. 新市(町)の名称

新設合併の場合は、新市町村の名称を定める必要があります。

4. 新市(町)の事務所の位置

住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について配慮する必要があります。

一般項目(主なもの)

1. 財産の取扱い

合併前の市町村が持っていた財産(土地、建物、債権、債務等)の取扱いについて協議する必要があります。

2. 使用料、手数料等の取扱い

上・下水道、ごみ収集、し尿処理等について、各市町村によって、事業規模、運営制度の違いによる使用料・手数料等に差がある場合には、十分に協議・調整を行う必要があります。

3. 補助金、交付金等の取扱い

関係市町村が従来行ってきた補助制度については、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、財政状況はどうか、などについて十分に実情を把握したうえで、補助条件等の調整を行っていく必要があります。

4. 国民健康保険事業の取扱い

市町村によって保険制度の運用状況が異なるため、住民の負担等が関係市町村で異なる場合には、住民の負担と給付内容について住民間で不均衡が生じないように、かつ、急激な負担の変更がないように調整する必要があります。

5. 町・字名の取扱い

町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化との関連があるため、十分に調整する必要があります。



6. 各種事務事業の取扱い

例えば...

1. 電算システム事業...システムの統一等の検討が必要です。

2. 保健衛生事業...成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業等の調整が必要です。

3. 各種福祉事業...各種福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進することが適当と思われます。独自制度で内容に差があるものについては、従来の実績を尊重し、均衡が保たれるよう調整する必要があります。

4. ごみ収集運搬業務事業...ごみやし尿の処理について、関係市町村の間で制度が異なっている場合は、調整が必要となります。

5. 農林業関係事業...農業振興事業の統合・再編、基盤整備事業、農業団体の育成事業等の調整が必要となります。

6. 学校教育事業...学校区の見直し、施設の向上など教育環境の充実を図る必要があります。

7. 社会教育事業...住民の生活文化の振興のため、充実した環境を整備し、住民サービスの低下を生じないよう配慮する必要があります。



合併は、あくまでも皆さんが主役です。日々の生活や地域の課題が、合併したらどう変わっていくのか、皆さんとともに考えていきましょう。

合併支援策は？

市町村合併を行うに当たっては、市町村合併支援プランなど国、県による様々な支援策が用意されています。ここでは、その支援策を段階的に紹介します。

1……市町村合併支援プランとは…

市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての国の支援策をまとめたものです。合併特例債などの「地方行財政上の支援策」や、次のような「関係省庁連携による支援策」などが具体的に盛り込まれています。

関係省庁連携による支援策(6分野・57項目)

- 快適な暮らしを支える社会基盤の整備(12項目)
- 豊かな生活環境の創造(15項目)
- 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実(3項目)
- 次世代を担う教育の充実(5項目)
- 新世紀に適応した産業の振興(18項目)
- 連携・交流による開かれたまちづくり(4項目)

H14.8.30に支援策が追加・拡充され、80項目になりました。

①合併重点支援地域に指定されたら…

(国の支援)

1.合併推進債(市町村合併推進事業)

合併関係市町村(一部事務組合等を含む。)が一体的に行う公共施設の整備事業(国の補助事業を除く。)の経費に対し、合併推進債を充当(充当率90%、元利償還金のうち50%を普通交付税措置)

当該地域内の道路等の交通基盤整備のための県事業に対しても同様の合併推進債が適用できます。



(県の支援)

1.市町村合併協議会支援補助金

合併協議会経費に対する補助(毎年度10,000千円/合併協議会)

2.合併重点支援地域内研究会及び任意合併協議会への県職員の参加

研究会、任意合併協議会における研究、協議に対し、要望があれば、必要に応じて県職員を助言者として派遣

3.市町村合併対話集会

住民の意見を踏まえた合併協議が進展するよう、地域住民との意見交換会の開催

②法定合併協議会ができたら…上記に加えて、さらに次のような支援策が受けられます。

(国の支援)

1.合併準備補助金

法定合併協議会が行う合併準備に要する経費等について定額補助(5,000千円/市町村[1回限り])



(県の支援)

1.法定合併協議会への県職員の参画・派遣

要望があれば、学識経験者の委員として法定合併協議会に県職員を参画させる。また、県の負担により合併協議会事務局に職員を派遣し、市町村建設計画の策定や合併協議等の業務に従事させる。

手続き・支援制度

合併支援策は？

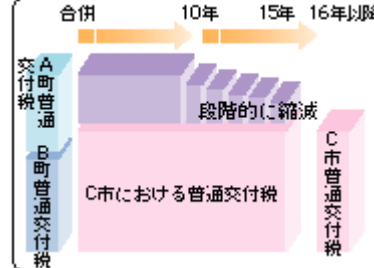
③合併したら… 以下の支援策は、合併特例法の期限である平成17年3月31日までに合併しないと受けられません。

(国の支援)

1.合併算定替 図-A参照

合併後10年間は、合併をしなかった場合の普通交付税を全額保障。さらに、その後5年間は、激変緩和措置

〈図-A〉合併算定替



2.合併特例債(市町村合併特例事業)

(1)市町村事業に係る合併特例債 図-B参照

合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

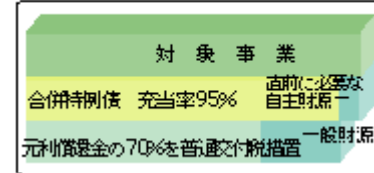
合併後10年間は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に対し、合併特例債を充当(充当率95%、元利償還金のうち70%を普通交付税措置)

当該地域内の道路等の交通基盤整備のための県事業に対しては合併推進債が適用されます。

合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し、合併特例債を充当(充当率95%、元利償還金のうち70%を普通交付税措置)

〈図-B〉市町村事業に係る合併特例債



(2)地方公営企業に係る合併特例債

上下水道及び病院事業について、合併に伴って特に必要な経費について、一般会計から出資又は補助を行う場合、合併特例債を充当(充当率100%、元利償還金のうち70%を普通交付税措置)

3.合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、5年間にわたり均等に普通交付税措置

行政の一体化…基本構想等の策定・改定、コンピュータシステムの統一、ネットワークの整備等

行政水準・住民負担水準の格差是正…住民サービスの水準の調整等

4.合併市町村補助金

地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業により先導的な取組みを行っている合併市町村に対し、合併成立年度から3か年度を限度として定額補助

5.新たな特別交付税措置

合併市町村に対して、合併年度又は翌年度から3か年にわたり特別交付税措置

新しいまちづくり …合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置

公共料金格差是正 …合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置

公債費負担格差是正…合併関係市町村間における公債費格差について、利子相当額を包括的に措置

土地開発公社の経営健全化…土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取組みを包括的に支援

(県の支援)

1.合併市町村交付金

合併関係市町村数	2	3	4	5	6	7以上
交付金上限額	5億円	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円

合併に伴い必要となる臨時的な財政需要額を軽減するため、合併市町村に対し、合併関係市町村数に応じ10億円を上限とする交付金を交付(合併後5年を限度)

合併支援策の中でも特に合併特例債等は、とても有利な起債制度ですが、これに頼りすぎると新たな事業を行えばと将来の負担も大きくなります。むしろ現行でも必要な事業を中心に合併特例事業に組み替えて合併特例債等を活用するなど、有利な条件で事業を行い、将来の負担を逆に減らすという具合に賢く活用していくことが大切です。

合併に関する特例

市町村合併に関する特例は？

市町村合併を円滑に進めるための様々な特例制度があります。

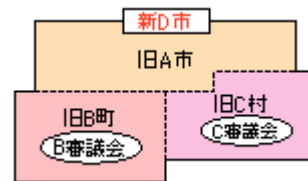
①市となる要件の特例

町が市になるための人口要件は、通常5万人以上です。しかし、合併特例法に基づく合併の場合には、3万人以上となっています。

②地域審議会

「地域審議会」の制度は、合併市町村の施策全般について、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。

地域審議会は、[1]関係市町村の協議により[2]期間を定めて[3]旧市町村の区域ごとに設置することができます。地域審議会が所管する区域について合併市町村が取り組む事業に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議したり、必要であれば合併市町村の長に意見を述べるすることができます。



③議会の議員の定数・在任に関する特例

A.新設合併の場合(対等合併)

定数特例を活用する場合...
設置選挙(合併時の選挙)に限り、法定上限数の2倍まで定数増が可能

在任特例を活用する場合...
合併時の議員が、合併後2年までの期間、在任が可能

新設合併	A市とB町が合併した場合	地方自治法による原則	合併特例法による特別措置 (合併する市町村の協議による)	
			定数特例	在任特例
		合併後、50日以内に選挙	法定上限数の2倍以内で議員定数を設定し、50日以内に選挙することができる。	2年を超えない範囲で、A市、B町の現行の議員全員が引き続き在任できる。

B.編入合併の場合(吸収合併)

定数特例を活用する場合
(増員選挙を実施)...増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

在任特例を活用する場合...編入先の議員の任期まで在任が可能。さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

編入合併	A市とB町が合併した場合	地方自治法による原則	合併特例法による特別措置 (合併する市町村の協議による)	
			定数特例	在任特例
		議員定数が増加することになれば合併後、50日以内に増員選挙	A市の定数 × B町人口 / (合併前定数 × A市人口) により得た定数(小数点以下四捨五入)の選挙区をB町の1区域に設けて増員選挙を行うことができる。	B町の現行の議員が、A市の任期期間中は在任できる。

- 1...増員選挙による任期: 編入先の市町村の議員の残任期間
- 2...定数増: 編入先の旧定数 × 被編入の旧人口 / 編入先の旧人口

④議会の議員の退職年金に関する特例

合併関係市町村の議会議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる場合は、当該要件を満たしているとみなされます。

⑤地方税の不均一課税

合併関係市町村の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担に不均衡が生じると考えられる場合があります。このような場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができます。

全体スケジュール

合併にむけての全体スケジュール

合併特例法の期限までに合併しようとする場合の、合併協議会の立ち上げから新市の誕生までの具体的なスケジュールは、次のようになります。

【将来構想および市町村建設計画】



【協議および調査・検討・調整】

合併協議会立ち上げ準備

1. スケジュール作成
2. 組織立案
3. 予算案作成
4. 規約等作成など

事務事業現況調査

合併協定項目

- 基本項目の確認 →
 1. 合併の方式
 2. 合併の時期
 3. 新市の名称
 4. 新市の事務所の位置
- 一般項目の確認 →
 1. 財産の取扱い
 2. 使用料等の取扱い
 3. 各種事務事業の取扱い など
- 特例項目の確認 →
 1. 地域審議会
 2. 議員の定数および任期
 3. 地方税 など

関係機関、団体との調整

合併準備

- 新市スタートに向けての細部事務調整
- 行政組織の確立
- 電算システムの統一
- 住民や関係機関への広報周知
- 旧市町村からの引継事項確認
- 条例・規則案策定
- 暫定予算案策定
- 各種委員等の設置準備
- 新市役所開庁準備

合併特例法期限 平成17年3月31日

ひとりひとりが自分の住むまちについて真剣に考えるきっかけとなる市町村合併は、誰もが暮らしやすい「まちづくり」を目指す進化のはじまりです。同時に私たちの暮らしが飛躍する大きな一歩なのです。